

上ないというほど深まっております。多数の労働者が離職を余儀なくされ、かつ長期にわたって再就職が困難な状況に陥っているばかりでなく、多くの自営業者が廃業に追い込まれております。

今後、不良債権処理が進展すれば、雇用情勢がさらに悪化する可能性は否定できず、この際、雇用保険財政の安定化を図り、再就職、創業のための能力開発を積極的に支援するなど、政府の責任のもとで抜本的なセーフティネットを整備することによって、国民の将来不安を可能な限り除去し、安心して暮らすことのできる社会を構築する必要があります。必要な緊急措置として、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その主な内容を申し上げます。

第一に、求職者等能力開発支援制度を創設いたします。能力開発訓練の受講を要件として、雇用保険の失業等給付が終了した非自発的失業者、一年以上失業している自発的失業者及び一定の自営業廃業者への最長二年間の能力開発手当の給付制度を創設することといたします。

第二に、失業等給付資金を労働保険特別会計の雇用勘定に設けます。これは、雇用保険の制度的安定を図り、失業等給付を受け取ることができないという不安を解消するため、失業等給付費等を支弁するため必要があるときに使用することができ、資金であり、一般会計から二兆円規模をこれに拠出することとしております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。趣旨の説明といたします。

○鈴木委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査中、参考人から意見を聴取する必要がある場合には、出席を求めるとし、その人選等諸般の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日、これにて散会いたします。

午後四時五十分散会

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律案

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の中高年齢者（四十五歳以上の者をいう。以下同じ。）が離職を余儀なくされることが見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の法律に関する臨時の特例措置について定め、もって中高年齢者の雇用の安定に資することを目的とする。

（雇用保険法の特例）

第二条 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であつて中高年齢者であるもの（六十歳未満の者に限る。）に関する同条第三項並びに同法第二十四条第二項、第三十三條第一項、第三十六條第二項及び第五十八條第一項の規定の適用については、同法第十五條第三項中「政令で定めるものをいう」とあるのは「政令で定めるものをいい、特定公共職業訓練等（中高年齢者（四十五歳以上六十歳未満の者をいう。以下同

じ。）の申出に基づきその再就職を容易にするものとして公共職業安定所長が特に指示した公共職業訓練等をいう。第三十三條第一項、第三十六條第二項及び第五十八條第一項において同じ。）を含む」と、同法第二十四條第二項中「政令で定める基準」とあるのは「中高年齢者であつて、当該公共職業訓練等を受け終わつてもなお職業に就くことができず、かつ、再就職を容易にするために公共職業訓練等を再度受けようとするものであると認められたもの（その者が受ける公共職業訓練等の期間の合計が二年を超えないものに限る。）又は政令で定める基準」と、同法第三十三條第一項、第三十六條第二項及び第五十八條第一項中「公共職業訓練等」とあるのは「公共職業訓練等（特定公共職業訓練等を除く。）とする。

（船員保険法の特例）

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三條ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて中高年齢者であるもの（六十歳未満の者に限る。）に関する同法第三十三條ノ七第二項、第三十三條ノ十三第二項及び第五十七條ノ三第一項の規定の適用については、同法第三十三條ノ七第二項中「指示」とあるのは「指示（中高年齢者（四十五歳以上六十歳未満ナル者ヲ謂フ以下本章ニ於テ之ニ同じ）ノ申出ニ基キ其ノ再就職ヲ容易ナラシムルモノトシテ当該地方運輸局ノ長又ハ当該公共職業安定所ノ長ガ特にシタルモノヲ含ム第三十三條ノ十五第二項及第五十二條ノ三第一項ヲ除キ本章ニ於テ之ニ同じ）」と、同法第三十三條ノ十三第二項中「政令ヲ以テ定ムル基準」とあるのは「中高年齢者ニシテ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ職業ニ就クコトヲ得ズ且再就職ヲ容易ナラシムル為ニ職業ノ補導ヲ再度受ケントスル者ト認ムルモノ（其ノ者が受ケタル当該職業ノ補導ノ期間ノ合計ガ二年以下ナルモノニ限ル）又ハ政令ヲ以テ定ムル基準」と、同法第五十七條ノ三第一項中「職業ノ補導」とあ

るのは「職業ノ補導（中高年齢者ノ申出ニ基キ其ノ再就職ヲ容易ナラシムルモノトシテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ特に指示シタルモノヲ除ク）」とする。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の特例）

第四条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）以下「中小企業労働力確保法」という。第二条第一項に規定する中小企業者であつて、中高年齢者である労働者の募集に従事しようとするもの並びに中小企業労働力確保法第五条第一項に規定する認定中小企業者（次項の規定により読み替へて適用する中小企業労働力確保法第四条第一項の認定を受けたものを含む。以下同じ。）であつて、他の認定中小企業者をして中高年齢者である労働者の募集を行わせようとするもの及び中高年齢者である労働者の募集に従事するものに関する中小企業労働力確保法第四条第二項第五号及び第三項第三号、第十三條第一項から第四項まで並びに第十四條の規定の適用については、中小企業労働力確保法第四条第二項第五号及び第三項第三号中「事業協同組合等が第十三條第二項」とあるのは「第十三條第二項」と、中小企業労働力確保法第十三條第一項中「当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定組合等」とあるのは「当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において当該認定組合等が認定計画に従つて当該募集に従事しようとするとき、又は事業協同組合等の構成員たる認定中小企業者（経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律第四条第二項の規定により読み替へて適用する第四条第一項の認定を受けたものを含む。）が当該事業協同組合等の構成員

たる他の認定中小企業者(以下「受託認定中小企業者」という。)をして中高年齢者(四十五歳以上の者をいう。)である労働者の募集を行わせようとする場合において当該受託認定中小企業者」と、「当該構成員たる中小企業者」とあるのは「当該認定組合等の構成員たる中小企業者及び当該事業協同組合等の構成員たる認定中小企業者」と、同条第二項中「認定組合等」とあるのは「認定組合等及び受託認定中小企業者」と、同条第三項及び第四項中「第十三条第二項」とあるのは「第十三条第二項(経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、中小企業労働力確保法第十四条中「認定組合等」とあるのは「認定組合等及び受託認定中小企業者」とする。

2 中小企業労働力確保法第二条第一項に規定する中小企業者であつて中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第四条第一項に規定する経営革新計画について同項に規定する承認を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者であるものに関する中小企業労働力確保法第四条第一項及び第二項第二号、第七条第一項第四号及び第五号、第十条第一項並びに第十二条第一項の規定の適用については、中小企業労働力確保法第四条第一項中「新分野進出等」という。とあるのは「新分野進出等」という。若しくは中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画(以下「承認経営革新計画」という。))と、「良好な雇用の機会の創出に資するもの」とあるのは「良好な雇用の機会の創出に資するもの(承認経営革新計画に伴つて実施するもの)であつて、中高年齢者(四十五歳以上の者をいう。以下同じ。))を雇い入れるものに限る。))と、同条第二項第二号中「改善事業の内容」とあるのは「改善事業の内容(承認経営革新計画に伴つて実施するもの)であつて、雇い

入れる中高年齢者の数を含む。))と、中小企業労働力確保法第七条第一項第四号及び第五号中「新分野進出等」とあるのは「新分野進出等又は承認経営革新計画」と、中小企業労働力確保法第十条第一項及び第十二条第一項中「認定中小企業者」とあるのは「認定中小企業者(改善事業であつて、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのもの及び新分野進出等に伴つて実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するもの)についての計画について第四条第一項の認定を受けたものに限る。))とする。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例)

第五条 中高年齢者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。))第二条第二号に規定する派遣労働者である場合における労働者派遣法第二十六条第五項、第四十条の二第一項及び第四十条の三の規定の適用については、労働者派遣法第二十六条第五項中「最初の日」とあるのは「最初の日(中高年齢者(四十五歳以上の者をいう。以下同じ。))である派遣労働者のみを当該業務に従事させる場合にあつては、その旨及び当該業務について同項に抵触することとなる最初の日」と、労働者派遣法第四十条の二第一項中「一年」とあるのは「一年(中高年齢者である派遣労働者のみを当該業務に従事させる場合にあつては、三年)」と、労働者派遣法第四十条の三「から継続して一年間」とあるのは「から継続して一年間(当該派遣労働者が中高年齢者である場合にあつては、一年以上三年以内の期間。以下この条において同じ。))と、同条第一号中「前日まで」とあるのは「前日(当該一年間が一年以上三年以内の期間である場合にあつては、当該期間が経過した日)まで」とする。

附則

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

(この法律の失効)
第二条 この法律は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

(雇用保険法の特例に関する経過措置)
第三条 前条に規定する日(以下「失効日」という。))以前に第二条の規定の適用を受けて公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等、失効日以前に同条の規定の適用を受けて開始された基本手当の支給及び失効日以前にされた雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、失効日後も、なお従前の例による。

(船員保険法の特例に関する経過措置)
第四条 失効日以前に第三条の規定の適用を受けて地方運輸局の長又は公共職業安定所の長が指示した職業の補導、失効日以前に同条の規定の適用を受けて開始された失業保険金の支給及び失効日以前に開始された船員保険法第三十三条ノ十三ノ三の規定による同条第一項に規定する各延長給付の支給については、失効日後も、なお従前の例による。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の特例に関する経過措置)
第五条 失効日以前に第四条第二項の規定の適用を受けて行われた認定の申請に係る改善計画については、失効日後も、なお従前の例による。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例に関する経過措置)
第六条 失効日以前から第五条の規定の適用を受けて継続して労働者派遣の役務の提供を受けている場合における当該労働者派遣については、失効日後も、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七条 附則第三条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の失効前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の失効後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由
最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の中高年齢者が離職を余儀なくされることが見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創出等を図り、もつて中高年齢者の雇用の安定に資するため、雇用保険の基本手当の支給の特例、中小企業者が行う雇用管理の改善に関する事業についての計画の認定の特例その他の特例措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案
雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 雇用保険の財政の安定化を図るための措置(第三条)
第三章 求職者等能力開発給付(第四条―第十

附則
第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の者が離職又はその営む事業の廃止を余儀なくされていることにかんがみ、雇用

のほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

保険法(昭和四十九年法律第十六号)による求職者給付の水準を確保するために必要な緊急の財政措置を講ずるとともに、求職者給付が終了した求職者、失業している廃業者等に対して、就職及び新たな事業の開始を促進するための能力開発を支援する求職者等能力開発給付を行う緊急の措置を講じ、もって失業している者の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「失業」とは、離職し、又は事業を廃止し、就業の意思及び能力を有するにもかかわらず、就職することができず、又は新たに事業を開始することができない状態をいう。

2 この法律において「能力開発訓練」とは、就職又は新たな事業の開始の促進を図るために必要な教育訓練として厚生労働大臣が指定するものをいう。

3 この法律において「特定廃業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事由によりその営む事業(土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業及び動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業を除く。)を廃止した小規模企業者(小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)第二条第一項第一号から第四号までに掲げる者をいう。)をいう。

一 破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働大臣が定める事由が生じたこと。

二 破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働大臣が定める事由が生じた事業者に対する売却金債権その他厚生労働省令で定める債権の回収が困難になったことその他厚生労働省令で定める事由により、当該小規模企業者の事業の継続が困難になったこと。

第二章 雇用保険の財政の安定化を図るた

めの措置

第三条 国は、雇用保険法による求職者給付の水準を確保するため、雇用保険の財政の安定化を図るための措置を講ずるものとする。

第三章 求職者等能力開発給付

(求職者等能力開発給付)

第四条 国は、能力開発訓練を受ける者に対して、求職者等能力開発給付を行う。

2 求職者等能力開発給付は、能力開発手当とする。

(能力開発手当の支給資格)

第五条 能力開発手当は、次に掲げる者であつて引き続き失業しているもの(第一号及び第二号に掲げる者にあつてはこれらの号に規定する受給資格に係る離職の日、第三号に掲げる者にあつてはその事業を廃止した日において六十五歳以上である者を除く。)が能力開発訓練を受ける場合に、当該能力開発訓練を受ける期間内の日(その者が当該能力開発訓練を受けるため待期している期間(政令で定める期間に限る。)内の日を含む、公共職業安定所において失業していることについての認定及び厚生労働省令で定める基準に従つて能力開発訓練を受けていることについての認定(以下「失業及び能力開発訓練の認定」という。)を受けた日に限る。)について支給する。

一 雇用保険法第二十三条第三項に規定する特定受給資格者(以下「特定受給資格者」という。)であつて、当該受給資格に係る同法による求職者給付が終了したもの。

二 特定受給資格者以外の雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であつて、当該受給資格に係る同法による求職者給付が終了したもの(のうち、当該受給資格に係る離職の日から起算して一年を経過した者)

三 特定廃業者(認定等)

第六条 能力開発手当の支給を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共

職業安定所に出頭し、前条に規定する者に該当する旨の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者は、能力開発訓練を受けることとなつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その旨を同項の認定を受けた公共職業安定所の長に届け出なければならない。

3 失業及び能力開発訓練の認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた公共職業安定所に出頭し、当該認定の申請をしなければならない。

4 失業及び能力開発訓練の認定は、前項の公共職業安定所において、当該認定を受けた日から起算して一月に一回ずつ直前の月に属する各日について行うものとする。

5 失業及び能力開発訓練の認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるやむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、当該認定を受けることができる。

(能力開発手当の支給期間、日額及び支給日数)

第七条 能力開発手当は、前条第一項の認定を受けた日から起算して三年(当該三年の期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上能力開発訓練を受けることができない者が、厚生労働省令で定めるところにより同項の認定を受けた公共職業安定所の長にその旨を申し出た場合には、当該理由により能力開発訓練を受けることができない日数を加算するものとし、その加算された期間が五年を超えるときは、五年とする。)の期間内の能力開発訓練を受けている日について、日額三千三百円を、七百三十日分を限度として支給する。

(能力開発手当の支給方法及び支給期日)

第八条 能力開発手当は、厚生労働省令で定める

ところにより、一月に一回、失業及び能力開発訓練の認定を受けた日分を支給するものとする。

2 公共職業安定所長は、第六条第一項の認定を受けた者ごとに能力開発手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。

(調整)

第九条 能力開発手当の支給を受けることができる者が、同一の事由により、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の規定による職業転換給付金その他法令又は条例の規定による能力開発手当に相当する給付の支給を受けることができる場合には、当該支給事由によつては、能力開発手当は支給しないものとする。ただし、当該相当する給付の額が能力開発手当の額に満たないときは、能力開発手当の額から当該相当する給付の額を控除した残りの額を能力開発手当として支給することができる。

(不正利得の徴収)

第十条 偽りその他不正の行為により能力開発手当の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該支給の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十一条 能力開発手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十二条 租税その他の公課は、能力開発手当として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

(時効)

第十三条 能力開発手当の支給を受ける権利及び第十条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

会計に繰り入れるものとする。

理 由

現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、失業している者の生活の安定を図るため、雇用保険法による求職者給付の水準を確保するために必要な緊急の財政措置を講ずるとともに、求職者給付が終わった求職者、失業している廃業者等の就職及び新たな事業の開始を促進するための能力開発を支援する求職者等能力開発給付を行う緊急の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三兆二千億円の見込みである。

第八条の三の見出しを「失業等給付資金及び雇用安定資金の経理方法」に改め、同条中「雇用安定資金」を「失業等給付資金及び雇用安定資金」に改め、同条を第八条の四とする。

第八条の二第三項中「前条」を「第八条」に改め、同条を第八条の三とする。

第八条の次に次の一条を加える。

（失業等給付資金の設置）

第八条の二 雇用勘定に失業等給付資金を置き、一般会計からの繰入金及び失業等給付資金の運用利益金をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 失業等給付資金は、失業等給付費及び前条の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するため必要があるときは、予算の定めるところにより、使用することができる。

第九条第三項及び第十六条第三項中「当該年度の」の下に「失業等給付資金及び」を加える。

第十八条第二項中「積立金から」の下に「これを補足し、なお不足があるときは失業等給付資金から」を加える。

第二十一条の見出しを「失業等給付資金及び雇用安定資金並びに積立金の運用」に改め、同条中「雇用安定資金」を「失業等給付資金及び雇用安定資金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により失業等給付資金の運用利益金を生じたときは、当該利益金は、失業等給付資金に編入するものとする。

附則に次の二項を加える。

12 失業等給付資金は、失業等給付の支払財源の不足が解消し、その不足が当分の間生じないと認められる場合に廃止するものとする。

13 失業等給付資金の廃止の際、失業等給付資金に残余があるときは、当該残余の額を一般

（報告等）

第十四条 行政庁は、第六条第一項の認定を受けた者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

（厚生労働省令への委任）

第十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

（罰則）

第十六条 第六条第一項の認定を受けた者が、第十四条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかったときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成十六年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第六条第一項の認定を受けた者及び同項の認定の申請をした者であつてこの法律の失効の際当該申請に係る処分を受けていないものについては、同日後もなおその効力を有する。

2 この法律の失効前にした行為及び前項ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の失効後にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、同項本文の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第三条 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一般会計からの受入金」の下に、「失業等給付資金からの受入金」を加え、「第八条の二第一項」を「第八条の三第一項」に改める。

第一類第七号

厚生労働委員会議録第八号

平成十三年十一月十六日

平成十三年十一月二十七日印刷

平成十三年十一月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C